

熊 谷 支 部
例 会 研 修

平成29年度税制改正

(第1分冊)

埼玉県税理士講師団

関東信越税理士会本庄支部

講 師 松 本 純 一

〈財務省資料より〉

1

個人所得課税・資産課税

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(案)

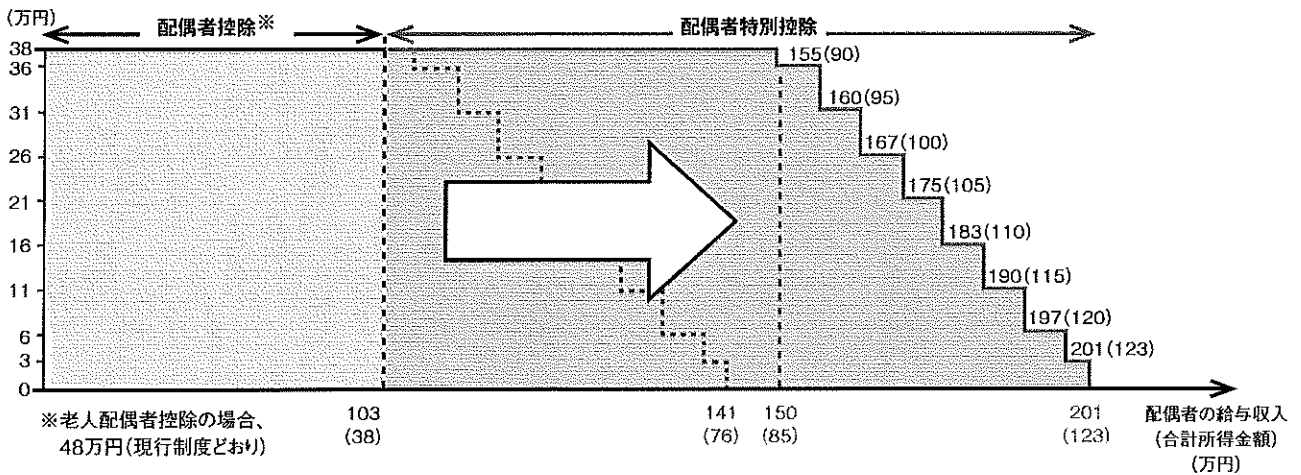
働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。

※平成30年分以後の所得税について適用します。

① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除*	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

(2)「積立NISA」の創設(案)

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を新たに創設します(現行NISAと同様、口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税)。

	積立NISA	いずれかを選択	現行NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)		10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した <u>一定の公募等株式投資信託</u>		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、 <u>定期かつ継続的な方法</u> で投資		制限なし

(3)事業承継税制の見直し(案)

中小企業経営者の高齢化の進行等を踏まえ、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進のため、非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度(事業承継税制)を更に使いやすくなるための見直しを行います。

※平成29年1月1日以後の相続又は贈与について適用します。

〈具体例〉

1 災害時等の雇用確保要件(注)等の緩和

①災害による資産の被害が大きい会社、②従業員の多くが属する事業所が被災した会社、③災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件等を緩和します。

(注)雇用確保要件とは、経営承継期間(5年間)平均で、贈与又は相続開始時の常時使用従業員数の8割以上を確保することをいいます。

2 雇用確保要件の計算方法の見直し

従業員が少ない小規模事業者等に配慮し、維持すべき従業員数〔贈与时等の従業員数×80%〕の計算上、端数を切り捨てることとします。

3 相続時精算課税制度との併用を可能に

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用を可能とし、生前贈与を行いやすくします。

(4) 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し(案)

一時的に日本に住所を有する^(注)外国人(外国人駐在者)同士の相続等については、国外財産を課税対象にしないこととします。このことは、高度外国人材等の受入れの促進にもつながります。

また、租税回避を抑制するため、相続人等又は被相続人等が10年以内に国内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とします。

(注)「一時的に日本に住所を有する」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有し、過去15年以内において日本国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であることをいいます。

※平成29年4月1日以後の相続又は贈与について適用します。

〈具体例〉

次のような場合には、国外財産(本国の自宅等)には課税しないこととし、課税対象を国内財産のみに限定します。

- ・家族で日本にいる外国人駐在者が死亡し、その家族が相続等した場合
- ・日本にいる外国人駐在者が死亡し、本国の家族が相続等した場合
- ・日本にいる外国人駐在者の親が本国で死亡し、その外国人駐在者が相続等した場合

参考▶ 地方税における居住用超高層建築物に係る課税の見直し(案)

居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直します。

※平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用します。

参考▶ 地方税における償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象追加(案)

平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加します。

2

法人課税

(1) 研究開発税制の見直し(案)

研究開発投資に係る政府目標の達成に向け、研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制を抜本的に見直します。

① 総額型の税額控除率の見直し(案)

現行の総額型が、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とします。

総額型

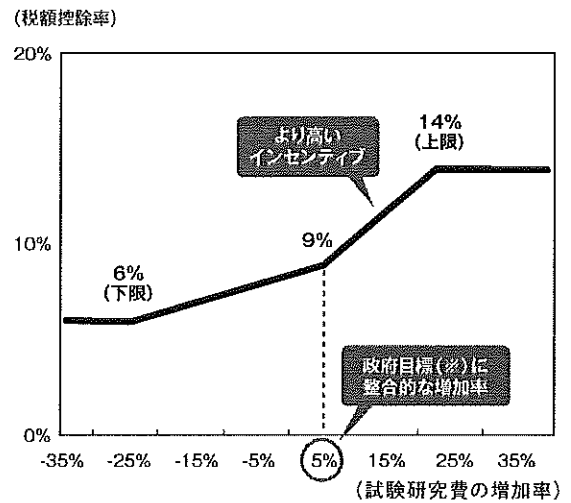
	現行	改正案
税額控除率	8~10% (中小法人12%)	試験研究費の増減に応じ、 6%~14%※ (中小法人:12~17%※)
控除限度額	法人税額の25% (一般試験研究費)	法人税額の25% (一般試験研究費) *中小法人:10%上乗せ (増加率5%超の場合)※ *試験研究費が平均売上金額の 10%超の場合: 0~10%上乗せ※ (高水準型との選択)

- 上記の総額型の改正に伴い、増加型を廃止
- 高水準型については、その適用期限を2年延長

※2年間の時限措置

総額型の控除率については
 大法人 :10%超
 中小法人:12%超 の部分

【改正案】



(※)官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上
(民間については同3%)とする目標

② 試験研究費へのサービス開発の追加(案)

IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネスの創出を後押しする観点から、研究開発税制の対象にビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加します。

試験研究費の定義(現行制度)

- 製品の製造
 - 技術の改良・考案・発明
- にかかる試験研究のために要する費用



改正案

- 第4次産業革命型のサービス開発を追加
 - ・センサー等による自動的なデータの収集
 - ・専門家による情報解析技術を用いた分析
 - ・新たなサービスの開発

③ オープンイノベーション型の運用改善(案)

共同研究・委託研究等のオープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件を緩和します。

(2) 所得拡大促進税制の見直し(案)

大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を拡充します(現行制度とあわせて12%)。

中小企業については、現行制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充します(現行制度とあわせて22%)。

	現行	改正案																								
大企業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給与等支給総額:平成24年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額:前事業年度以上 ③平均給与等支給額:前事業年度を上回る <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% <p>(要件①の増加要件割合)</p> <table border="1"> <caption>大企業 現行 増加要件割合</caption> <tr><th>年度</th><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr> <tr><th>割合</th><td>2%</td><td>2%</td><td>3%</td><td>4%</td><td>5%</td></tr> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	割合	2%	2%	3%	4%	5%	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・② 変更なし ③平均給与等支給額:前年度比2%以上増の要件に変更 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ →合計12% <table border="1"> <caption>大企業 改正案 増加要件割合</caption> <tr><th>年度</th><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr> <tr><th>割合</th><td>2%</td><td>2%</td><td>3%</td><td>4%</td><td>5%</td></tr> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	割合	2%	2%	3%	4%	5%
年度	H24	H25	H26	H27	H28																					
割合	2%	2%	3%	4%	5%																					
年度	H24	H25	H26	H27	H28																					
割合	2%	2%	3%	4%	5%																					
中小企業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①~③同上 ※但し①の増加割合は以下の通り <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% <p>(要件①の増加要件割合)</p> <table border="1"> <caption>中小企業 現行 増加要件割合</caption> <tr><th>年度</th><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr> <tr><th>割合</th><td>2%</td><td>2%</td><td>3%</td><td>3%</td><td>3%</td></tr> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	割合	2%	2%	3%	3%	3%	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①~③変更なし <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ →合計22% <table border="1"> <caption>中小企業 改正案 増加要件割合</caption> <tr><th>年度</th><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr> <tr><th>割合</th><td>2%</td><td>2%</td><td>3%</td><td>3%</td><td>3%</td></tr> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	割合	2%	2%	3%	3%	3%
年度	H24	H25	H26	H27	H28																					
割合	2%	2%	3%	3%	3%																					
年度	H24	H25	H26	H27	H28																					
割合	2%	2%	3%	3%	3%																					

(3) コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

① 法人税の申告期限の見直し(案)

企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能とします(現行は最大3ヶ月後まで)。

② 役員給与に係る税制の整備(案)

株価や中長期的な業績を反映した役員給与制度による経営者へのインセンティブ付与のための環境整備として、役員給与の損金算入対象を拡大(株価連動給与等)します。

③ 組織再編税制の見直し(案)

企業の機動的な事業再編を可能とするための環境整備として、上場企業内の事業部門の分社化(スピンオフ)の際の譲渡損益の課税を繰り延べる等、組織再編税制を整備します。

(4) 中堅・中小企業の支援

① 地域経済を牽引する企業向けの投資促進税制の創設(案)

地域経済を牽引する事業者による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく投資促進税制を創設します。

【要件】

- ・ 事業計画が地域の強みを活かした、地域経済に対して高い波及効果があること等の要件を満たすものとして都道府県の承認を受けていること
- ・ 先進性を有する事業であることについて国の確認を受けていること
- ・ 承認された事業計画に基づいて行う設備投資の合計額が2,000万円以上であること 等

【措置の内容】

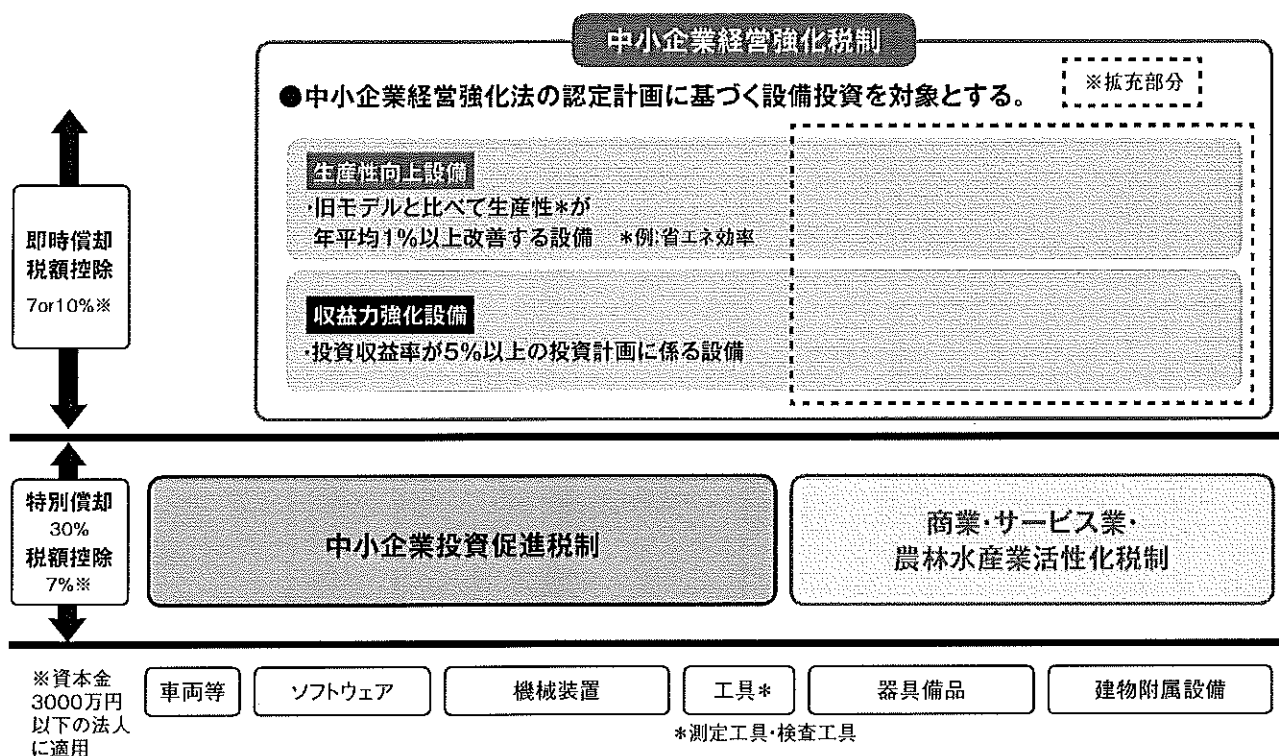
対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物等・構築物	20%	2%

*取得価額100億円を限度

② 中小企業投資促進税制等の拡充等(案)

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します(適用期限は2年間)。

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長します。



【税額控除の上限額】

中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%とする。

【中小企業投資促進税制】

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

③ 中小企業向けの租特適用要件の見直し(案)

財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることを加えます(平成31年4月より適用)。

なお、この適用要件の見直しは、租税特別措置法における中小企業向け特例措置のみを対象としています(法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等については、従前通り適用できます。)

(5) 地方拠点強化税制の拡充(案)

ローカルアベノミクスを推進する観点から、地方拠点強化税制の投資減税部分の控除率を維持するとともに、地方拠点での新規雇用者数に応じた税額控除制度について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せする等の措置を講じます。

① オフィス等に係る税額控除



税額控除率を現行水準
(移転型7%・拡充型4%)に維持

② 雇用促進税制の特例の拡充等



無期・フルタイムの新規雇用に
対する税額控除額を上乗せ等

雇用促進税制	地方拠点強化税制	
<p>「同意雇用開発促進地域内事業所の前期比無期・フルタイムの新規雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×40万円」の税額控除</p> <p>要件i: 法人全体の前期比雇用増が5人(中小2人)以上 要件ii: 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【同意雇用開発促進地域】有効求人倍率が全国平均の3分の2以下であるなどの要件を満たす地域</p>	特例1	特例2
	<p>【現行】 特定業務施設における前期比雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×50万円 (要件iiを満たさない場合、20万円)</p> <p>【改正案】 特定業務施設における前期比雇用増のうち無期・フルタイムの新規雇用について、税額控除額を一人あたり10万円上乗せ[※]</p>	<p>移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円(最長3年間)</p>

※特定業務施設における新規雇用者のうち非正規雇用者の比率が全国平均(40%)を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は一人あたり10万円減額

【特定業務施設】

事業者の事業や業務を管理、統括、運営している施設

③ 移転型事業の要件緩和



「特定業務施設での増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者であるとの要件」を緩和し、東京23区における従業員の減少人数に応じて、特定業務施設での新規雇用者を東京23区からの転勤者に含めることができることとする。

3

消費課税

(1) 酒税改革(案)

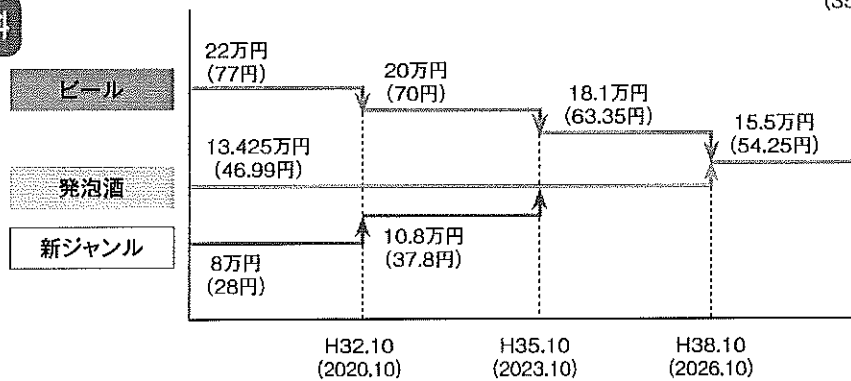
類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消など、酒税改革に取り組みます。

① 税率構造の見直し(案)

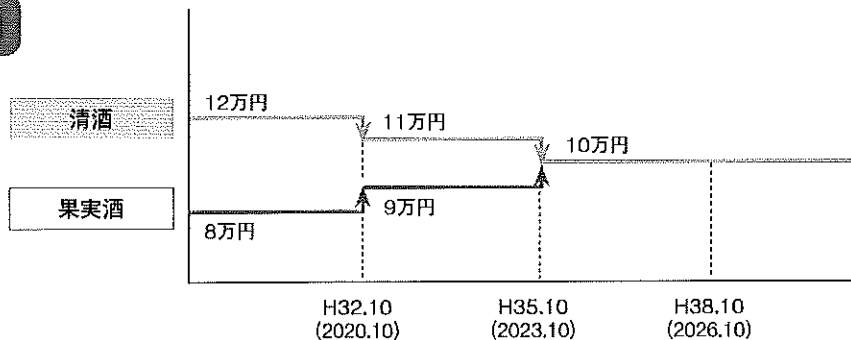
- 税率の見直しは、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進めます。
- 今回の改革は、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税収中立で行います。
- 税率の段階的な見直しは、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案した上で実施します。

(注)税率は1ℓ当たり
(350ml換算)

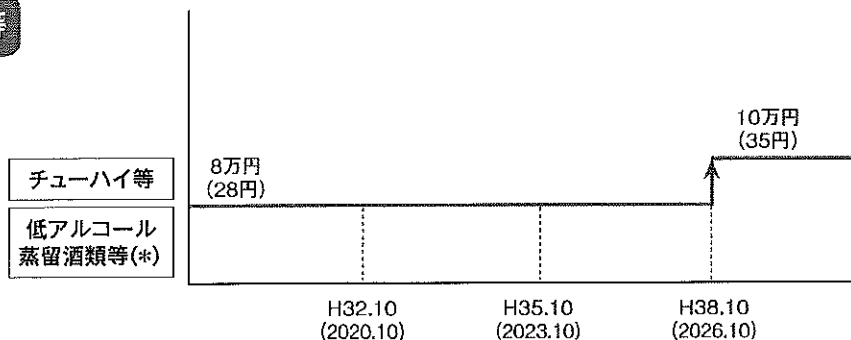
ビール系飲料



清酒・果実酒



チューハイ等

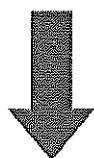


(*)低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率)

②ビール系飲料の定義の見直し(案)

- 地域の特産品を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成30年4月1日に、麦芽比率要件の緩和(67%→50%)や副原料の範囲の拡大(果実や一定の香味料を追加)を行います。
- ビール系飲料の税率一本化に向けて、新ジャンルのほか、将来的に開発される類似商品も含めてその対象に取り込めるよう、ホップを原料の一部とする商品や、色度や苦味価が一定以上の商品を発泡酒の定義に追加することとし、ビール系飲料の第2段階の税率見直しとあわせて、平成35年10月1日より実施します。

現行



品目等	定義	税率(350ml換算)
ビール	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 麦芽・ホップ・水・法定副原料のみ使用 ✓ 麦芽比率67%以上 	77.00円
発泡酒	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 麦芽を使用 	46.99円
新ジャンル	<ul style="list-style-type: none"> ✓ エンドウたんばく・ホップ等を使用 ✓ 発泡酒(ホップ使用)に麦スピリッツを混和 	28.00円
その他の発泡性酒類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ その他(チューハイ等) 	

見直し案

(税率は平成38年10月時点)

ビール	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 麦芽・ホップ・水・法定副原料(一部拡大)のみ使用 ✓ 麦芽比率50%以上 <small>(下線部分は平成30年4月1日施行)</small>	54.25円
発泡酒	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 麦芽を使用 ✓ ホップを使用(※現行の「新ジャンル」は全て該当) ✓ その他のビール類似商品(苦味価・色度一定以上) <small>(下線部分は平成35年10月1日施行)</small>	54.25円
その他の発泡性酒類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ その他(チューハイ等) 	35.00円

③地方創生に資する制度改革(案)

○酒蔵ツーリズム免税制度の創設(案)

地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、酒蔵ツーリズムの魅力を高めていくため、平成29年10月1日に、酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において外国人旅行者等向けに販売した酒類について、酒税を免税とする制度を創設します。

※平成29年4月1日から輸出酒類販売場の許可の申請を受け付けます。

○焼酎特区の創設(案)

地域の特色を活かした酒類の製造を後押ししていく観点から、構造改革特区の枠組みを活用して、単式蒸留焼酎の製造過程で製成される少量の初垂れ(酒税法上の「原料用アルコール」)を特区内で提供する場^{はな}合や、地域の特産品を原料として単式蒸留焼酎を少量製造しようとする場合に、各酒類の製造免許の最低製造数量基準を適用しないこととします。

(2) 車体課税の見直し(案)

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を2020年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で、2年間延長します。実施に当たっては、段階的に基準を引き上げるとともに、ガソリン車への配慮も行います。

乗用車		現行		H29.5~H30.4		H30.5~H31.4	
		初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検
電気自動車等(注1)		免税	免税	免税	免税	免税	免税
2020年度 燃費基準	+50%達成	免税	免税	免税	免税	免税	免税
	+40%達成	免税	免税	免税	免税	免税	免税
	+30%達成	免税	免税	免税	免税	免税	免税
	+20%達成	免税	免税	▲75%軽減	▲75%軽減	▲75%軽減	▲75%軽減
	+10%達成	▲75%軽減	▲75%軽減	▲50%軽減	▲50%軽減	▲50%軽減	▲50%軽減
	達成	▲50%軽減	▲50%軽減	▲25%軽減	▲25%軽減	▲25%軽減	▲25%軽減
2015年度 燃費基準	+10%達成	▲25%軽減	▲25%軽減	▲25%軽減	▲25%軽減	(本則) (注2)	(本則) (注2)
	+5%達成	▲25%軽減	▲25%軽減	(本則) (注2)	(本則) (注2)	(本則) (注2)	(本則) (注2)
	達成	(本則)	(本則)	(本則) (注2)	(本則) (注2)	(本則) (注2)	(本則) (注2)

(注1) 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

(注2) 経過措置として、H29.5~H30.4の間は、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車(ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。以下同じ。)に本則税率を適用します。また、H30.5~H31.4の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車に本則税率を適用します。

(注3) H29.5~H30.4の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+10%を達成している車には本則税率を適用します。また、H30.5~H31.4の間に車検証の交付等を受ける場合、2020年度燃費基準を達成している車には本則税率を適用します。

(注4) ガソリン車、ハイブリッド車及び軽自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車(☆☆☆☆)又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限り、ます。

参考 地方税における自動車取得税のエコカー減税の見直し(案)

対象範囲を2020年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長します。

参考 地方税における自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し(案)

重点化を行った上で2年間延長します。

(3) その他の措置

① 到着時免税店の導入(案)

旅客の利便性の向上等の観点から、全国各地の空港等の到着エリアにおける免税店(いわゆる到着時免税店)の導入を可能とし、到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度(※)の対象に追加します。

※携帯品免税制度: 旅客がその入国の際に携帯して輸入する個人使用目的の物品について、関税及び内国消費税(酒税・たばこ税を含む)を一定の範囲内で免除する制度。

② 仮想通貨に係る課税関係の見直し(案)

資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることや、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とします。

※平成29年7月1日以後に行う取引について適用します。

参考 地方税における地方消費税の清算基準の見直し(案)

平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外します。あわせて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を人口17.5%(現行15%)、従業者数7.5%(現行10%)に変更します。

4

国際課税

外国子会社合算税制の見直し(案)

国際的な租税回避や脱税は、企業の公平な競争条件を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題です。この問題を解決するために立ち上げられた「BEPSプロジェクト(注)」を、日本は主導してきました。

こうした流れを受けて、「外国子会社合算税制(外国子会社を利用した租税回避を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得を日本の親会社の所得として合算課税する制度)」について、日本企業の海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応できるよう総合的に見直します。

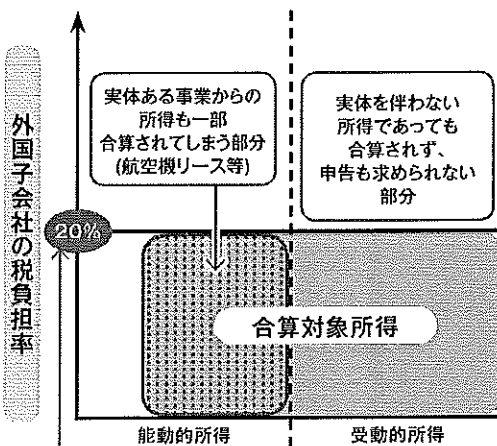
具体的には、合算の判断基準となる租税回避リスクを、外国子会社の税負担率により把握する現行制度から、所得や事業の内容によって把握する仕組みに改めます。その際、一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る「受動的所得」は原則として合算対象とし、経済活動の実体のある事業から得る「能動的所得」は、外国子会社の税負担率にかかわらず、合算対象外とします。見直しに当たっては、企業の事務負担に配慮します。新制度は、平成30年4月1日以後に開始する外国子会社の事業年度から適用されます。

(注)BEPS(Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転))プロジェクトとは?

一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国税制の調和化を通じて対応するために G20・OECDによって平成24年6月に立ち上げられたプロジェクト。日本は、立上げから最終報告書の作成、合意実施の枠組みに至るまで、主導的役割を果たしてきた。平成27年10月には15の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、合意事項の実施段階に入っており、日本を含めた各国において国内法の整備等が行われている。

現行制度のイメージ

⇒ 租税回避リスクを、外国子会社の税負担率(20%未満)により把握

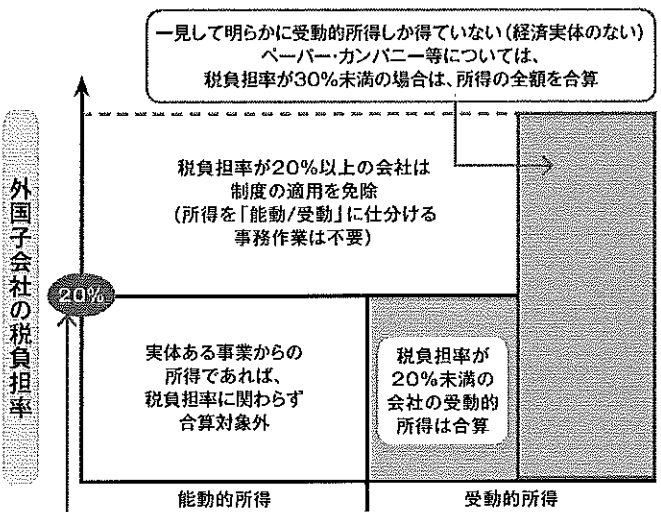


制度対象とするか否かを入口で決定する基準

見直し案のイメージ

⇒ 租税回避リスクを、外国子会社の所得や事業の内容により把握

⇒ 企業の事務負担に配慮し、一定の税負担をしている外国子会社は、所得を「能動/受動」に分類する事務作業が発生しないよう、制度の適用を免除



所得を「能動/受動」に仕分ける事務作業を免除する基準

5

災害対応

災害に関する税制上の対応について(案)

近年災害が頻発していることを踏まえ、災害減免法等の規定に加え、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備します。

全ての災害に適用

- ・住宅ローン減税の適用の特例
- ・財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例
- ・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- ・仮決算の中間申告による所得税額の還付
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- ・山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和
- ・法人税・消費税の中間申告書の提出不要
- ・被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化

災害を指定して適用

① 被災者の生活再建に資する措置

→「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用

- ・住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例
- ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
- ・被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
- ・建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

② 事業者の再建等に資する措置

→「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用

- ・買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
- ・消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

③ 他法令の仕組みを前提としている措置

- ・被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例(被災市街地復興特別措置法)
- ・事業承継税制(相続税・贈与税)における事業継続要件等の緩和(一部の要件について中小企業信用保険法が前提。その他の要件について、全ての災害に適用。)
- ・公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税(激甚災害法)

熊 谷 支 部
例 会 研 修

平成29年度税制改正

(第2分冊)

埼玉県税理士講師団

関東信越税理士会本庄支部

講 師 松 本 純 一

I 個人所得課税

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し(所得税 平成30年分より摘要、住民税 平成31年分より適用)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円(収入金額が141万円から201万円)まで引き上げられるとともに配偶者控除及び配偶者特別控除に新たに納税者本人の所得金額による区分が設けられ、控除を受けられる金額が以下の通りとなりました。

なお、この改正に伴い給与所得者の扶養控除等申告書等についてもその記載事項の見直しを行う等の所定の措置が講じられます。

	配偶者の給与収入												
	配偶者控除		配偶者特別控除										
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	103万円以下	103万円超 150万円以下	150万円超 155万円以下	155万円超 160万円以下	160万円超 166.8万円以下	166.8万円超 175.2万円以下	175.2万円超 183.2万円以下	183.2万円超 190.4万円以下	190.4万円超 197.2万円以下	197.2万円超 201.5万円以下	201.5万円超 201.6万円以上
納税者本人の	900万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)	38万円 (33万円)	36万円 (33万円)	31万円 (31万円)	26万円 (26万円)	21万円 (21万円)	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)	3万円 (3万円)	0
の	900万円超	26万円 (22万円)	32万円 (26万円)	26万円 (22万円)	24万円 (22万円)	21万円 (21万円)	18万円 (18万円)	14万円 (14万円)	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)	0
合計	950万円超	13万円 (11万円)	16万円 (13万円)	13万円 (11万円)	12万円 (11万円)	11万円 (11万円)	9万円 (9万円)	7万円 (7万円)	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)	0
所得金額	1,000万円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,000万円超	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

↓

	配偶者の給与収入												
	配偶者特別控除												
	103万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下	135万円超 140万円以下	140万円超 141万円以下	141万円超 150万円以下	150万円超 150万円以下	150万円超 150万円以下	150万円超 150万円以下
納税者本人の	900万円以下	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)
の	900万円超	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)
合計	950万円超	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)
所得金額	1,000万円以下	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)	(11万円)

注1 () 番きは住民税の控除額

(2) 積立NISAの創設(平成29年10月1日より適用)

平成30年から平成49年までの各年において、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」が創設されます。特徴は非課税投資枠が年間40万円(現行NISA120万円)、非課税有効期間が20年(現行NISA 5年)で現行NISAとの暦年単位での選択制となります。

また、現行NISA及びジュニアNISAにつき非課税期間終了時の移管つまりはロールオーバー(NISAの新たな枠を活用した非課税保有の継続)の上限(現行NISA120万円、ジュニアNISA 80万円)が撤廃されます。

(3) 住宅の増改築等に係る税額控除制度の拡充(増改築等した居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用)

① 特定の増改築等に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加えるとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事の費用に相当する住宅借入金等を加える。

② 一定の耐久性向上改修工事とは、次に掲げる部分の劣化対策工事又は維持管理若しくは更新を容易にする工事で③の要件を満たすものをいう。

- (イ) 小屋裏
- (ロ) 外壁
- (ハ) 浴室、脱衣室
- (ニ) 土台、軸組等
- (ホ) 床下
- (ヘ) 基礎
- (ロ) 地盤
- (フ) 給排水管又は給湯管

③ 一定の耐久性向上改修工事となる要件とは、次に掲げるものをいう。

- (イ) 増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は一室の床若しくは壁の全部について行う修繕若しくは模様替え等であること。
- (ロ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること。
- (ハ) 改修部位の劣化対策並びに維持管理及び更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること。
- (ニ) 工事費用(補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額)の合計額が50万円を超えること。

③ 一定の耐久性向上改修工事の証明書

一定の耐久性向上改修工事の証明書の発行は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が行うものとされます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅借入金等} \\ \text{の残高の合計額(A)} \\ \text{(上限250万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{残高の合計額} \end{array} \right] - \text{(A)} \times 1\% = \text{控除額} \\ \text{(最高12.5万円)}$$

④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる工事についても、耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事が加えられました。

対象工事	標準的な工事費用	最高控除税額
① バリアフリー改修工事(特定の個人に限る。)	200万円	20万円
省エネ改修工事	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
② 耐震改修工事又は省エネ改修工事 + 一定の耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
耐震改修工事又は省エネ改修工事 + 一定の耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)
③ 多世帯同居改修工事	250万円	25万円
合計控除税額の最高額 (①+②+③)	—	95万円 (105万円)

(4) 医療費控除の添付書類の見直し(平成29年分以降適用)

セルフメディケーション税制の導入に伴い医薬品購入費の領収書が添付書類となりましたが、今回の改正で医薬品購入の明細書に変わりますが、セルフメディケーション税制の適用もできることとされます。なお、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告書については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできるとされています。

セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制の導入に伴い医療費控除制度(医療費控除制度の控除額計算上の特例措置)の創設

定期健康診断や予防接種等の健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は生計を一にする配偶者等に係る一定のスイッチOTC医薬品等を購入した場合において、その年中に支払った購入対価の額(保険金等により補填される部分の金額を除く。)の合計額が1万2千円を超え、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)について、その年分の総所得金額等から控除する。

なお、この規定の適用を受ける場合には、スイッチOTC医薬品の購入の対価の額は、既存の医療費控除の適用を受けることができません。また、この規定の適用を受ける個人は、確定申告書にスイッチOTC医薬品等購入費の領収書及び一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付しなければなりません。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払ったスイッチ} \\ \text{OTC医薬品等購入費} \end{array} \right] \Delta \quad \text{保険金等で補てんされる金額} \quad \Delta \quad 12,000 \text{円} \quad = \quad \text{控除額(上限 88,000円)}$$

Ⅱ 資産課税

(1) 事業承継税制の見直し(②及び③については平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用、①については改正政令附則において定められます。)

① 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件の緩和

納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てることとする。

ただし、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が一人の場合には一人とする。

(例) 常時使用従業員数2人×80%＝1.6→1人(現行は切り上げのため2人)

② 相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。

③ 災害関連の規制緩和

災害等の被災者が事業承継税制の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、次の措置を講ずる。

(イ) 災害等の発生前に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」という。)の認定を受けている、又はその認定を受けようとしている会社

災害等により受けた次に掲げる被害の様態に応じ、その認定承継会社の雇用確保要件の免除(⑤の場合については、災害等の発生後の売上高の回復に応じて緩和)等をするとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても猶予税額を免除する。

① 災害により被害を受けた資産が総資産の30%以上である場合

② 災害により被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上である場合

③ 一定の災害等の発生後6月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合

(注) 一定の災害等とは中小企業信用保険法第2条第5項1号から4号までに掲げる一定の事由をいう。

(ロ) 災害等の発生後に相続若しくは遺贈により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている会社

上記(イ)の措置に加え、事前役員就任要件を緩和する。

(2) 相続税又は贈与税の納税義務の見直し(平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用)

- ① 国内に住所を有しない者であつて日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を被相続人等及び相続人等が相続開始前10年(現行5年)以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。
- ② 贈与税の納税義務についても同様とする。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し(平成29年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価より適用)

- ① 類似業種比準方式につき以下の見直しが行われます。
- (イ) 類似業種の上場会社の株価について現行の株価加えて課税時期の属する月以前2年間の平均株価が選択対象株価となります。
- (ロ) 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
- (ハ) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について1:1:1とする。

		評価会社		評価会社		評価会社		
		配当金額	+	利益金額	+	簿価純資産価額		
		類似業種		類似業種		類似業種		
類似業種の 株価	×	配当金額		利益金額		簿価純資産価額	×	斟酌率
		3						

- ② 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を拡大する。
- ③ 株式保有特定会社(保有する株式及び出資の価額が総資産価額の50%以上を占める非上場会社をいう。)の判定基準に新株予約権付社債を加える。
- (注) ③の改正は、平成30年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用

(4) 広大地の評価の見直し(平成30年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した土地等の評価より適用)

広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。

$$\text{路線価} \times \text{面積} \times \text{補正率}(\ast 1) \times \text{規模格差補正率}(\ast 2) = \text{広大地の評価額}$$

(※1) 形状(不整形・奥行)を考慮した補正率

(※2) 面積を考慮した補正率

(5) 居住用超高層建築物に対する固定資産税の見直し(都市計画税も同様)

- ① 高さが60mを超える建築物(建築基準法令上の「超高層建築物」)のうち、複数の階に住戸が所在しているもの(以下(5)において「居住用超高層建築物」という。)については、その居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者に按分する際に用いるその各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率(以下(5)において「階層別専有床面積補正率」という。)により補正する。
- ② 階層別専有床面積補正率は、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、10を39で除した数を加えた数値とする。
- ③ 居住用以外の専有部分を含む居住用超高層建築物においては、まずその居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を、床面積により居住用部分と非居住用部分に按分の上、居住用部分の税額を各区分所有者に按分する場合についてのみ階層別専有床面積補正率を適用する。
- ④ 上記①から③までに加え、天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差異がある場合には、その差異に応じた補正を行う。
- ⑤ 上記①から④までにかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申出があった場合には、その申し出た割合によりその居住用超高層建築物に係る固定資産税額を按分することもできる。

(注) 上記の改正は、平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用する。

(6) 居住用超高層建築物に対する不動産取得税の見直し

固定資産税と同様の見直しが行われる。

Ⅲ 法人課税

(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度の見直し(所得税についても同様)

- ① 試験研究費の総額に係る特別控除制度の見直し(平成29年4月1日以後開始事業年度分の法人税より適用)
- (イ) 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率(現行:試験研究費割合に応じ8~10%)を次の試験研究費の増加割合に応じた税額控除率(10%を上限とする。)とする制度に改組する。
- ① 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$
- ② 増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$
- ③ 増減割合が-25%未満 6%
- (注1) 上記の「増減割合」とは、試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。
- (注2) 上記の「試験研究費増減差額」とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。
- (ロ) 2年間の時限措置として、試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%(原則:10%)とする。
- (ハ) 2年間の時限措置として、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度の適用に代えて、次の措置を適用できる。
- 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額を上乗せする。
- (注) 上記の「平均売上金額」とは、当期を含む4年間の売上金額の年平均額をいい、上記の「試験研究費割合」とは、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。
- ② 中小企業技術基盤強化税制の見直し(平成29年4月1日以後開始事業年度分の法人税より適用)
- (イ) 2年間の時限措置として、中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の増加割合が5%を超える場合には、次のとおりとする。
- ① 税額控除率(12%)に、増加割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する。
- ただし、税額控除率の上限は17%とする。

㊦ 控除税額の上限(当期法人税額の25%)に当期の法人税額の10%を上乗せする。

なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度との選択適用とする。

(注) 上記の「増減割合」とは、試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

(ロ) 2年間の時限措置として、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度の適用に代えて、次の措置を適用できる。

中小企業技術基盤強化税制について、控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額を上乗せする。

なお、上記(イ)との選択適用とする。

(注) 上記の「平均売上金額」とは、当期を含む4年間の売上金額の年平均額をいい、上記の「試験研究費割合」とは、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し(平成29年4月1日以後開始事業年度分の法人税より適用)

(イ) 特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについて、その費用の限定(現行:原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費)を廃止し、これらの研究に要した費用とする。

(ロ) 契約変更前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、その支出日と契約変更日が同一事業年度内にある場合には、特別試験研究費の対象となることを明確化する。

(ハ) その事業年度における特別試験研究費の額であることの相手方による確認について、費用の明細書と領収証等との突合を要しないこととする。

④ 試験研究費の増加額等に係る税額控除制度の廃止及び延長(平成29年4月1日以後開始事業年度分の法人税より適用)

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を2年延長する。

⑤ 試験研究費の範囲の拡充(平成29年4月1日以後開始事業年度分の法人税より適用)

試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を加える。

(注) 上記の「一定の費用」とは、対価を得て提供する新たな役務(以下「新サービス」という。)の開発を目的として行う次の業務に要する原材料費、人件費(その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的知識を有すると認められる者(以下「情報解析専門家」という。)に係るものに限る。)及び経費並びに委託費をいう。

(イ) 大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集

(ロ) その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェアを用いて行われる分析

(ハ) その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計

(ニ) その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

(2) 所得拡大税制の見直し(平成29年4月1日以後開始事業年度分の法人税より適用)
(所得税についても同様)

① 中小企業者等以外の法人について、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとの要件に見直すとともに、控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)とする。

② 中小企業者等について、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)とする。

(3) 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し(平成29年4月1日から適用)

- ① 法人が、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認めることとする。
- ② 延長月数の変更手続を定める等の所定の措置を講ずる。

(4) 役員給与等の見直し

① 利益連動給与の見直し

事業年度分の法人税より適用)

(イ) 算定指標の範囲について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標(利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る。)を加えるとともに、その事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができることとする。

(注) これに伴い、損金経理要件について所要の見直しを行う。

(ロ) 利益の状況を示す指標又は上記(イ)の追加された指標(以下「業績連動指標」という。)を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加える。

(ハ) 同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に加える。

(注) 手続に関する要件は、算定方法についてその非同族法人の報酬委員会における決定等の手続を経てその法人の株主総会又は取締役会において決議し、その非同族法人の有価証券報告書等で開示されていることとする。

② 事前確定届出給与の見直し

(イ) 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与を対象に加える。

(ロ) 下記③の改正にあわせて、所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与を対象に加えるとともに、一定の新株予約権による給与についての事前確定の届出を不要とする。

(注) 上記(イ)の株式及び上記(ロ)の新株予約権は、市場価格のある株式又は市場価格のある株式の取得の基因となるもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有す

る法人が発行したものに限る。

(ハ) 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外する。

- ③ 退職給与で利益その他の指標(勤務期間及び既に支給した給与を除く。)を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とする。これにあわせて、利益連動給与について、業績連動指標を基礎として算定される数の新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与を対象に加える。

新株予約権は、その行使により市場価格のある株式が交付されるものに限る。

- ④ 定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。
- ⑤ 譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、次の見直しを行う。

に係る固定資産税額を按分することもできる。

(イ) 役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものを対象に加える。

(ロ) 譲渡制限付株式を対価とする費用について、原則として、譲渡制限が解除されることが確定した日(現行:譲渡制限が解除された日)の属する事業年度の損金の額に算入する。

(ハ) 非居住者に対して交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととする。

- ⑥ 定期同額給与の改定期限、事前確定届出給与の届出期限及び利益連動給与における報酬委員会の決定等の手続の期限について、上記(3)の改正に伴う見直しを行う。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、退職給与に係る部分、譲渡制限付株式に係る部分及び新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給又は交付)をする給与について適用し、その他の部分は同年4月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給又は交付)をする給与について適用する。

IV 消費課税

(1) 仮想通貨に係る課税関係の見直し(平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用)

① 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

② その他所定の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正前に譲り受けた仮想通貨について、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の仕入れ区分は、「課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ」に該当するものとする。

(注2) 事業者が、平成29年6月30日に100万円(税抜き)以上の仮想通貨(国内において譲り受けたものに限る。)を保有する場合において、同日の仮想通貨の保有数量が平成29年6月1日から平成29年6月30日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加したときは、その増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。

V 納税環境整備

国税犯則調査手続について法律の現代語化等の整備等の見直し

参考 平成29年より適用される税制改正一覧

I 個人所得課税

(1) 平成26年度税制改正

給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

…平成28年分 給与1,200万円、上限230万円 → 平成29年分 給与1,000万円、
上限220万円

(2) 平成28年度税制改正

スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

II 資産課税

特になし

III 法人課税

特になし

IV 消費課税

特になし

V 納税環境整備・その他

(1) 平成26年度税制改正

① 公認会計士に係る税理士資格付与の見直し

…平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用

(2) 平成28年度税制改正

① 自動車取得税の廃止…平成29年3月31日をもって廃止(延期)

② 自動車(軽自動車)税環境性割の創設…平成29年4月1日より施行(延期)

③ 国税のクレジットカード納付制度…平成29年1月1日より施行

④ 加算税の加重措置…平成29年1月1日より導入

MEMO

A series of 20 horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a template for handwritten notes.